

教 総 第 2 1 1 4 号  
令和2年（2020年）2月28日

各市町村教育委員会教育長 様  
（各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる要請に  
ついて（通知）

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業については、令和2年（2020年）2月26日付け教総第2095号「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の要請について」に基づき、全ての小・中学校、特別支援学校で取り組んでいただいているところですが、この度、内閣総理大臣から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において3月2日以降、春休みまで臨時休校を行うよう要請がありました。この要請を受け、文部科学省から臨時休業を行うよう依頼があったところです。

つきましては、何よりも子どもたちの健康、安全を第一に考え、集団による感染の拡大を防止し、徹底した対策を講じていく必要があることから、各学校における対策の充実を図ることを目的に、貴所管の小・中学校、高等学校、特別支援学校について、次のことを要請いたします。

記

1 要請事項

既に実施している臨時休業について、学年末の休業日前日まで延長すること。高等学校において臨時休業を未実施の場合は、令和2年（2020年）3月2日（月）から学年末の休業日前日まで臨時休業とすること。

2 その他

次の事項については、改めて、別途通知する。

- ・ P T A と連携した衛生管理
- ・ 公立高等学校入学者選抜の取扱い
- ・ 卒業式や登校日の取扱い
- ・ 3月5日に予定していた「感染症予防の日」の取組

（総務政策局総務課  
学校教育局義務教育課  
学校教育局健康・体育課  
学校教育局生徒指導・学校安全課）